

1. 件名：「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）のインターフェースにおける取組強化に係る面談」

2. 日時：令和5年5月23日（火） 10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、小野安全審査官、上出安全審査官、山口係員

放射線防護グループ

放射線防護企画課 保障措置室

中島首席査察官、後藤室長補佐、鈴木査察官

核セキュリティ部門 2名

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部地域原子力規制総括調整官（青森担当）

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長

日本原燃株式会社

再処理事業部 核物質管理部長 兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 部長  
燃料製造事業部 燃料製造計画部 核物質管理 GL

再処理事業部副部長（設工認）兼

燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課長

再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長

再処理事業部 再処理工場 前処理施設部長 他1名

再処理事業部 再処理工場 電気保全部長

再処理事業部 再処理工場 機械保全部 前処理機械課長

5. 要旨

（1）本年4月6日の面談を踏まえ、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、再処理施設、MOX燃料加工施設等に関して、現在申請している原子力安全関係（設計及び工事の計画の（変更）認可申請）と核セキュリティ関係（核物質防護規定変更認可申請）及び保障措置との相互影響の考慮並びに日本原燃における保障措置に必要な設備の管理について、令和5年4月16日及び19日の提出資料並びに令和5年4月15日提出のヒアリング資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 3Sのインターフェースの取組においては、それぞれ相互の影響を漏れなく考慮していくことが重要であり、影響確認として一方向の結果を並べるのではなく、まずは考慮の視点を漏れなく整理し、認識を共有する必要がある。その上で、それぞれの視点について、抜け漏れがないように誰がどの段階でどのように対応していくのか整理すること。
- ・ 設計においては、設工認の基本設計方針で3Sの相互影響を考慮した設計とされており、その具体を今後確認していくが、その後の検査を見据えたときに設工認段階で明確にしておくべき事項としてどのようなものがあるか整理すること。
- ・ 保障措置に必要な設備を含む施設の保全や管理体制について、管理担当課長の関与が不明確なため、実際に対応している事項を漏れなく抽出し、設備の管理としての責任をどう果たしているのか説明すること。また、保障措置に必要な設備の保全や相互影響の考慮に関して、保安規定の各条文や下部規定で記載している事項との関係性について整理すること。

(3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

提出資料

なし

## 参考

- ・ 令和5年4月6日 日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェースにおける取組強化に係る面談  
<https://www2.nra.go.jp/data/000426497.pdf>
- ・ 令和5年4月15日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和5年4月16日  
「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェースにおける取組強化に関する資料提出」
- ・ 令和5年4月19日  
「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェースにおける取組強化に関する資料提出」